

諮問但第 7 号

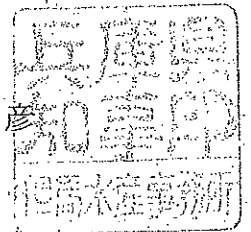
但馬海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定に基づき、下記の知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項の規定に基づき、諮問します。

令和 4 年 3 月 2 日

兵庫県知事 齋藤 元彦



記

小型いか釣り漁業（県外船）

以上

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	小型いか釣り漁業	別記1	5月1日から翌年2月末日まで	なし	10トン以上 30トン未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月25日から同年4月8日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和5年2月28日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。

イ 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

ウ 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

( ) 港 ( ) 港

別記1. 操業区域

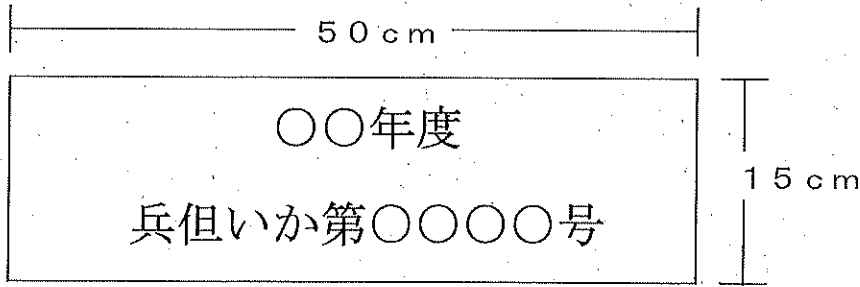
北緯36度線以北の兵庫県日本海海面。

別記2 漁業を営む者の資格

鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者。

(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号

